

平成 29 年 11 月 8 日

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘 様

田中・渡辺法律事務所
弁護士 渡 邊 佳

ご回答（3）

前略 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当職は、株式会社アイ・アイ・エス（以下、「通知会社」といいます。）の代理人として、貴法人の 2017 年 10 月 18 日付け「株式会社アイ・アイ・エスの調査契約書等に関する申入れ」と題する書面（以下、「申入書」といいます。）に対し、以下の通り、ご回答申し上げます。

申入書では、通知会社で使用している調査委任契約書の「9.【契約の解除】④2」の削除及び重要事項説明書の対応する箇所の削除を求められ、その理由として、消費者契約法第 10 条に抵触することを挙げられております。

通知会社は、上記条項が消費者契約法第 10 条に抵触するものではないと思料いたしておりますが、貴機構の申入れを容れ、上記条項を契約書から削除することといたします。なお、具体的には、既に印刷済みの契約書については訂正をすることで対応し、今後印刷する契約書には同条項の記載をしないという対応とさせていただきます。

以上、ご回答いたします。

草々